

令和5年度

財政援助団体等監査報告書

〔財政援助団体〕

公益社団法人

あきる野市シルバー人材センター

〔所管課〕

健康福祉部 高齢者支援課

あきる野市監査委員



あ監発第69号
令和6年3月25日

あきる野市長 中嶋博幸 殿

あきる野市監査委員 在原一憲
あきる野市監査委員 子籠敏人

令和5年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり結果報告書を提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定により、通知願います。



あ監発第70号
令和6年3月25日

あきる野市議会議長 村野栄一 殿

あきる野市監査委員 在原一憲
あきる野市監査委員 子籠敏人

令和5年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり結果報告書を提出します。

第1 監査の根拠

地方自治法第199条第7項の規定による監査

第2 監査の種別

財政援助団体等監査

第3 監査の対象

財政援助団体：公益社団法人あきる野市シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）

所管課：健康福祉部 高齢者支援課

第4 監査の範囲

主として令和4年度に執行されたシルバー人材センター事業補助金に関する対象団体における出納その他の事務及び所管課における令和4年度の当該補助金に関する事務

第5 監査の期間

令和6年1月12日から令和6年3月22日まで

（監査委員による説明聴取日 令和6年3月4日）

第6 監査の方法

あきる野市監査基準に基づき、財政援助団体及び所管課に関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、その他必要と認めた方法により、次に掲げる事項を監査の主眼として、監査を実施した。

1 財政援助団体

- (1) 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金の交付申請書、実績報告等は符号するか。
- (2) 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- (3) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
また、補助金が補助対象以外に流用されていないか。
- (4) 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。
- (5) 補助金に係る収支の会計経理は適正か。
- (6) 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- (7) 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還（貸付金

については、元利金の償還) 時期等は適切か。

2 所管課

- (1) 補助金の決定は法令等に適合しているか。
- (2) 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- (3) 補助金に関する条件の内容は明確か。
- (4) 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (5) 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- (6) 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- (7) 補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

第7 財政援助団体の概要

1 組織の目的

公益社団法人あきる野市シルバー人材センター定款（以下「定款」という。）第3条において、「センターは、社会参加の意欲ある健康な高齢者に対し、地域社会と連携を保ちながら、その希望、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。」と規定している。

2 事業概要

定款第4条に規定する事業

- (1) 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための就業の機会確保及び提供
- (2) 高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施
- (3) 社会奉仕活動等を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業
- (4) 前条の目的を達成するための調査研究、相談及び事業の企画運営
- (5) その他センターの目的を達成するために必要な事業

3 就業実績

請負

	年度末 会員数	就 業 実人員	就業率	受注件数	延日人員	契約金額
令和4年度	565人	503人	89.0%	1,769件	51,209人	256,216,777円
令和3年度	596人	528人	88.6%	1,934件	51,451人	246,969,587円
増 減	△31人	△25人	0.4%	△165件	△242人	9,247,190円
増減率	△5.2%	△4.7%	0.5%	△8.5%	△0.5%	3.7%

派遣

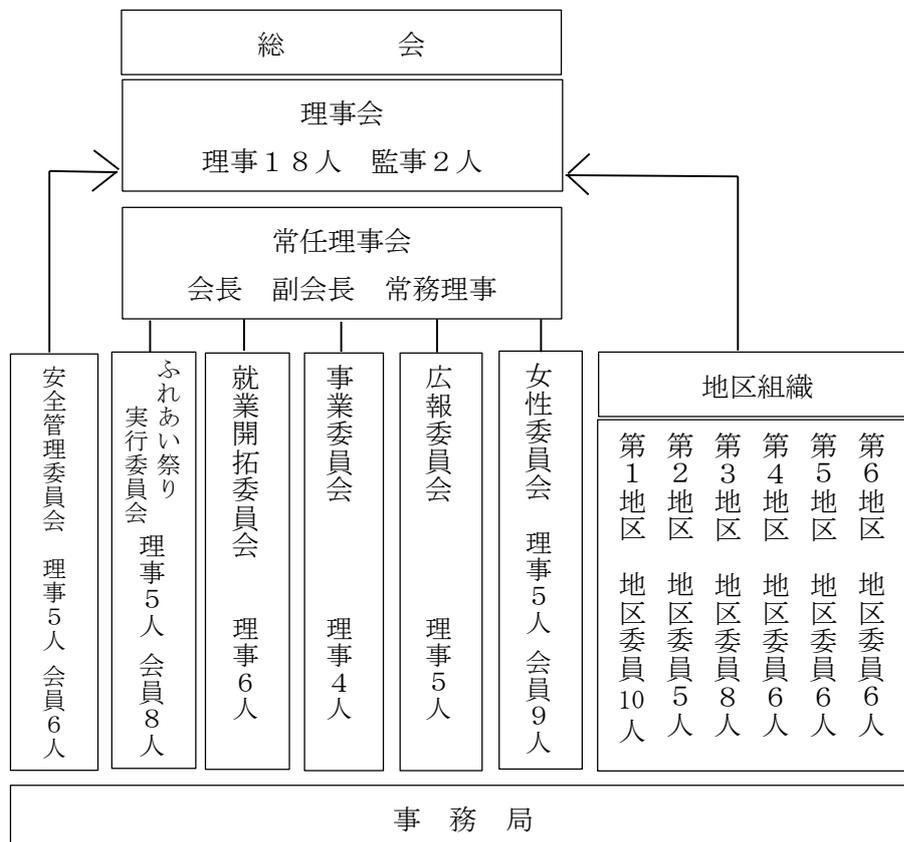
	受注 件数	実人員	延日 人員	賃金 (A)	派遣手数料 (消費税含む) (B)	(B) の 内センター 派遣手 数料	(A) + (B)
令和4年度	8人	15人	558人	3,580,112円	1,150,150円	540,733円	4,730,262円
令和3年度	16人	16人	918人	4,217,630円	1,385,821円	640,964円	5,603,451円
増減	△8人	△1人	△360人	△637,518円	△235,671円	△100,231円	△873,189円
増減率	△50.0%	△6.3%	△39.2%	△15.1%	△17.0%	△15.6%	△15.6%

4 事務局職員の人数

事務局長1人、一般職員5人、嘱託職員1人 合計7人（令和5年3月末現在）

5 組織図

登録会員数 565人（令和5年3月末現在）



6 決算の状況

単位：円

科 目	令和4年度	令和3年度	増 減
一般正味財産増減の部			
(A) 経常収益計	304,107,223	295,039,973	9,067,250
(B) 経常費用計	306,516,643	307,093,407	△576,764
(C) 当期経常増減額 (A) - (B)	△2,409,420	△12,053,434	9,644,014
(D) 経常外収益計	1,099	5,317	△4,218
(E) 経常外費用計	0	0	0
(F) 当期経常外増減額 (D) - (E)	1,099	5,317	△4,218
(G) 当期一般正味財産増減額 (C) + (F)	△2,408,321	△12,048,117	9,639,796
(H) 一般正味財産期首残高	54,092,781	66,140,898	△12,048,117
(I) 一般正味財産期末残高 (G) + (H)	51,684,460	54,092,781	△2,408,321
正味財産期末残高			
(J) 正味財産期末残高	51,684,460	54,092,781	△2,408,321

※決算額は、正味財産増減計算書による。

第8 財政援助の状況

1 補助金の概要

(1) 補助金の交付目的

シルバー人材センターが行う事業に係る経費の一部を補助することにより、高齢者の能力を活かした地域社会づくりに寄与する。

(2) 交付の根拠

あきる野市補助金等交付規則（平成7年規則第29号）

あきる野市シルバー人材センター事業補助金交付要綱（平成7年通達第42号）

2 令和4年度財政援助の状況

(1) 補助金の交付申請に関する事項

ア 交付申請日 令和4年4月1日

イ 交付申請額 36,800,000円

ウ 申請額の内訳 令和4年4月から令和5年3月までに係る事業費

(2) 補助金の交付決定に関する事項

ア 交付決定日	令和4年4月4日
イ 交付決定額	36,800,000円
ウ 交付予定時期	前期(4月) 18,400,000円 後期(10月) 18,400,000円
エ 決定額の内訳	申請額の内訳と同じ

(3) 補助金の支出実績

ア 前期支出	令和4年4月11日	18,400,000円
イ 後期支出	令和4年10月7日	18,400,000円

(4) 補助金交付額の確定に関する事項

ア 交付額確定日	令和5年4月17日
イ 交付確定額	36,800,000円
ウ 確定額の内訳	令和4年4月から令和5年3月までに係る事業費

第9 監査の結果

あきる野市からシルバー人材センターへ交付された補助金に係る出納事務等（シルバー人材センターにおける同補助金等に関する出納その他の事務及び所管課における同補助金等に関する事務）について、「第6 監査の方法」に掲げた主眼に基づき監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

ただし、一部事務の改善及び検討等を要望する事項が見受けられたので、以下に記述する。

1 補助事業の目的の明確化について

当該補助事業は、高齢者の就労や社会参画の確保などを目的に、シルバー人材センターの運営費の一部を補助し、その運営を支援するものである。また、補助事業の実施においては、あきる野市シルバー人材センター事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）を定め行われているが、この交付要綱には補助事業の目的が規定されていない。補助金は、市の貴重な財源から支出され、また、補助事業の必要性、公益性、有効性及び公平性の評価が求められることから、その趣旨を明確に示すことが望ましい。交付要綱に補助事業の目的が示されるよう努められたい。

2 補助対象経費の明文化について

交付要綱第2条では、対象事業経費を事業費、または、その他市長が必要と認めるものと規定している。この事業費の内容を確認したところ、東京都シルバー

人材センター事業補助金交付要綱に準じて、シルバー人材センターが実施する公益目的事業の事業会計の一部を除いた経費を対象事業経費としているが、この事業対象経費の考え方は明文化されていない。

補助対象経費は、補助金額の算定に大きな影響を与えるため、改めて補助対象経費の考え方を整理し、交付要綱に明確に示すよう検討されたい。

3 補助金交付申請書等の提出について

あきる野市補助金等交付規則は、市の補助金等の申請や決定、その他補助金等にかかる予算の執行に関する基本的事項を規定し、補助金等にかかる予算執行の適正化を図ることを目的としている。

同規則第5条では、補助金の交付を受けようとする者に交付申請書を提出させなければならない旨が定められ、この申請事項の一つとして交付を受けようとする補助金の額の算定基礎が掲げられている。また、同規則第15条では、補助金の交付決定を受けた者は、事業が完了したときに事業実績報告書を提出しなければならない旨が定められ、この報告事項の一つとして補助金事業についての収支計算書が掲げられている。シルバー人材センターから提出された交付申請書と実績報告書を確認したところ、補助金の額の算定基礎や補助金事業についての収支計算書に当たる書類は見受けられなかった。

同規則に基づいた補助金交付申請書、または、実績報告書が提出されるよう改善されたい。

4 事業の実施状況報告内容の明確化について

交付要綱第8条では、被補助事業者であるシルバー人材センターが市長へ事業の報告をしなければならない旨が定められ、その時期を半期、または、毎月としている。これに基づく報告書を確認したところ、それぞれ適正な時期に提出されている。また、その報告内容の半期の報告では事業報告や予算執行状況が、毎月の報告では会員登録状況や事業実績が報告され、事業の成果状況の把握に適した内容であったが、この報告内容については、交付要綱に定められていない。

今後も、適切な報告内容を確保するために、実施状況の報告内容を明確に規定されていることが望ましい。交付要綱の見直しを検討されたい。

5 要綱内容の定期的な精査について

交付要綱は、シルバー人材センターへの事業支援に係る補助金の事務処理の基準を示したものであり、この基準は、明瞭であることが望ましい。このため、今

後時間の経過を経て、分かりやすい表現や事務処理の方法も変化していくことと考えることから、他市の要綱を調査研究するなど定期的な要綱内容の精査に努められたい。

6 職員体制の構築について

シルバー人材センターの職員体制を確認したところ、令和6年2月末現在、職員数8人で、そのうち2人が再任用職員であった。また、新たな人材の確保と業務スキルの継承を課題と捉え、人材情報サービスのポータルサイトの活用やジョブローテーションなどに積極的に取り組み、その解消に努めている。

今後も、シルバー人材センターの円滑な運営を持続するため、これらの取組を継続されるとともに、定年退職時期を踏まえた計画的な職員採用に励み、安定した職員体制の構築を図られたい。

7 安全な就業対策の確保について

会員の安全就業対策については、安全管理委員会を設置し、事故防止措置、健康管理、安全管理教育及び安全意識の普及啓発に取り組んでいる。また、事故が発生した場合は、当委員会で分析と対策が検討され、この結果を会員に周知し再発防止に努めている。

このような安全管理の維持向上への姿勢は、評価するところであるが、会員個々の就業の安全と健康管理に対する意識向上を目的とした個人別安全確認報告書に未提出者がいるなどの課題もあるとのことなので、会員への丁寧な指導助言を継続され就業安全への理解を深められたい。

今後も、安全管理委員会を中心とした安全管理対策に取り組んでいただき、更には、他市のシルバー人材センターの事故事例なども調査研究し、会員の就業安全の確保に努められたい。

8 現金出納簿による補助金管理について

交付要綱第16条では、シルバー人材センターは、補助事業についての帳簿を備え、補助事業に係る経費と他の経費とを明確に区分して経理し、補助金の使途を明らかにしておかなければならないと規定されている。

補助金の管理状況を確認したところ、専用の帳簿による管理は行われていなかった。また、管理の方法については、公益目的事業会計の総勘定元帳により行われ、これについては所管課も承認している。総勘定元帳を調べることで、補助金の使途の状況を把握することは可能だが、この方法では、他の経費と明確に区

分されているとは言い難い。専用の帳簿による補助金の明瞭な管理が望ましいと考えることから、専用の現金出納簿による補助金の管理を研究されたい。

9 会員の確保に係る業務内容の研究について

過去3年間の年度末会員数については、令和2年度が607人、令和3年度が596人、令和4年度が565人で減少している。これについて確認したところ、定年延長や再雇用制度により退職年齢が65歳に延伸していること、会員が求める就業内容と提供できる就業内容にズレが生じてきていることなどにより、会員数が減少しているとのことで、この対応として家事援助などの新たな就業提供を検討している。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律においては、定年年齢の70歳引き上げなど、70歳までの就業機会の確保について、多様な選択肢を定め、事業主がいずれかの措置を制度化することを努力義務としていることから、会員の更なる高齢化も懸念される。

引き続き、会員が求める業務のニーズ把握とそれに応じた就業の創出を調査研究し、会員へ多様な就業を提供できるよう努められたい。